

別記様式（第6条関係）

令和7年度第3回狭山市融資審査会会議録

開催日時 令和7年10月2日（木）  
午前9時30分から10時30分まで  
開催場所 狭山市商工会館 2階 大会議室  
出席者 後藤委員、細田委員代理、久尾委員代理、中委員、神藤委員、  
横山委員、青木委員、坂口委員、山下委員  
（説明員） 商業観光課職員、商工会議所職員  
  
事務局 商業観光課長  
傍聴者数 0名

議 題

- 1 5～9月分融資案件について（報告）
- 2 次年度以降の市制度融資について

事務局：次年度以降の市制度融資について、申込件数の減少等の理由で、「中小企業認証等取得資金」「中小企業近代化資金」の見直しを検討しており、これに伴い、狭山市中小企業融資条例及び狭山市中小企業融資条例施行規則の一部改正を予定している。具体的に、現在利用中の案件について、返済期間中の利子助成・完済後の保証料補助は継続し、新規受付のみ行わないものとなるが、このことについて、意見を頂戴したい。

全 委 員：意義なし。

令和8年度より上記の資金について、見直しをすることで決定した。

事務局：引き続き、ご協議いただきたい。

坂口委員：融資利率について、当庫では一年で「短期プライムレートが0.4%」「普通預金金利が0.2%」上昇しているため、市制度融資の適応金

利も同等の 0.2%～0.4%の上昇が妥当であると考えている。

事務局：融資利率の部分は、各委員の意見を徴したうえで改正したいと考えている。そのため坂口委員の提案に対し、なにか意見のある委員はいるか。

会長：変動金利であった過去はあるのか。

事務局：過去のそのような事実はない。

会長：承知した。

事務局：融資利率については、庁内での検討が必要なため一度持ち帰り、次回の融資審査会にて提案させていただくので、ご協議をお願いしたい。

全委員：承知した。

久尾委員代理：令和 7 年 5 月 8 日の狭山市中小企業融資条例施行規則の改正に伴い、申込書類を商業観光課に提出してから、狭山市による融資あっせんの可否の決定までに時間を要していると感じる。

一方で類似する県制度融資では、商工会議所に申込書類を提出した場合も即日の回答をいただいております、次の保証協会へ申請するまでの期間は長くて 2.3 日といったところが現状である。

については、決裁の関係などで融資あっせんの可否の決定まで 2～3 週間と案内をいただくが、その期間の短縮化は可能なのか。

実際に、8 月上旬に申込した案件について、狭山市より融資あっせんの可否が決定されたのが 8 月 20 日。理由を尋ねたところ「上席が不在のため稟議が回せない」とのことであったが、融資の概念から考えるといかがなものなのか。タイムリーな資金提供には行き付かないのではないか。

事務局：融資あっせんの可否の決定までの期間を短縮する目的で、狭山市中小企業融資条例施行規則を改正しており、8 月上旬に申込いただいた案件については、短期的に上席が不在で決裁が回らないこともあったものの、主として金融機関からの提出書類の不備によ

り、追加で書類の提出を依頼したことで時間を要してしまったことが現状である。

久尾委員代理：どの案件か。

事 務 局：申込 No.8 もしくは No.9 だと認識している。

久尾委員代理：申込の段階で 2～3 週間の期間を要すると案内されるが、その点についてはいかがなものなのか。

事 務 局：市長決裁を取る関係で、2～3 週間の期間を設定している。なお、決裁が下り次第、申込書の返却を行っているため、案件によっては、最短で 1 週間かからない場合もある。そのため、2～3 週間の期間で事務手続きを行うという考えではなく、決裁の都合上、返却までの期間は長めに伝えている。

久尾委員代理：それでは最初から提出書類が整っていれば、返却までの期間は 1 週間程である旨を担当者に伝えていただくことは可能か。

事 務 局：可能である。期間が延長する場合は、延滞の理由とともに報告する。

久尾委員代理：承知した。以前に、申込者と連絡が取れないということを当庫が商業観光課へ問い合わせをして発覚した事案があった。不具合等が生じている場合には、当庫としても協力できることがあると思うので連絡いただきたい。

事 務 局：承知した。